

4-42

庶発第736号 昭和33年11月7日

科学技術庁長官 三木武夫 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

放射線総合研究体制の強化について(勧告)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

放射線に関係する諸研究は、学問としての歴史と性質とにかんがみ、強い総合研究体制により推進することが必要である。

昭和29年度以降文部省「科学研究振興に必要な経費」の中に特に放射線に関する総合研究のための別枠が設けられており、これにより放射線に関する研究は多大の成果をあげてきた。この制度はきわめて有効であるから、これを継続し強化することが望ましい。

また、放射線の研究について、大学と各省の諸研究機関とが連絡を密にし、これらの機関が有機的な連繫のもとに研究を行い得るような総合体制を確立する措置を講ぜられたい。

4-43

庶発第782号 昭和33年12月3日

科学技術庁長官 三木武夫 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

大学教官の待遇改善について(勧告)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

最近、政府の重要政策の一つとして、科学技術の振興が採り上げられているが、それを達成する緊急な施策の一つは学術研究に専念する大学教官の待遇改善をはかることである。

よつて、政府はすみやかに上記の趣旨達成のため大学教官に少くとも戦前の給与水準に相当する待遇を与えるよう、緊急の措置をとられることを要望する。

4-44

庶発第249号 昭和34年5月1日

科学技術庁長官臨時代理

国務大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

原子力基本法の厳守について(勧告)

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

本会議は、科学者の立場から、原子力研究の成果が国民の福祉の向上に役立てられることを希望するとともに、原子力の利用が厳重に平和目的にかぎられるべきことを主張してきた。この主張は広く世論に支持され、原子力基本法にとりいれられていることは周知のとおりである。

しかるに、最近国会における核武装の問題に関する論議にかんがみて、原子力平和利用の原則がお

びやかされるのではないかと憂慮される。われわれは、今こそ原子力政策が原子力基本法の本質に徹すべきであるとする。

政府においては、わが国における原子力の研究・開発・利用が平和目的以外に逸脱することのないよう、原子力基本法を厳守されることを要望する。

4-45

庶務第248号 昭和34年5月1日

科学技術庁長官臨時代理

国務大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

大学教官の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学教官の待遇改善については、昨年10月開催の第27回総会の議を経て、同年12月3日付で政府に勧告したが、その一部の実現をみただけである。

この問題の重要性にかんがみて、前の勧告の主旨が十分に生かされるよう重ねて要望する。

（参考添付資料）

前回の勧告文……………番号197参照

4-46

庶務第250号 昭和34年5月1日

文部大臣 橋本龍伍 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

中央教育審議会の答申「教員養成制度の改善方策について」（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

この答申は、戦後確立された大学の理念からはなれて、かつての師範教育の復活を招くおそれがある。

とくに大学に関して、国が一定の基準を定め、その維持について必要な指導監督を行うこととなれば、大学の性格をそこなりだけでなく、学問研究の自由を、おびやかすおそれがある。

よつて、政府はこの答申の取扱いについては十分慎重を期せられたい。

4-47

庶務第321号 昭和34年5月15日

文部大臣 橋本龍伍 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

国立大学の人文・社会科学系教官の研究費の増額について（勧告）

標記のことについて、本会議第28回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。